

毎週火、金曜日発行（但休日に入らず）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 豚等の移入禁止区域の指定
結核病検査等の実施
検定供用糞抽出場所の指定
- ◇教委告示 土地改良事業計画書の写の縦覧
定例教育委員会の招集

告示

鳥取県告示第三百二十九号

豚コレラ予防に関する規則（昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号）第一条の規定により、昭和三十六年六月一日から豚その死体又は豚コレラの病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域として静岡県を指定する。

昭和三十六年六月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百三十号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて結核病、ブルセラ病検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和三十六年六月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 結核病、ブルセラ病予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月分べん前一月及び分べん後十日以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査の方法

結核病検査……ツベルクリン皮内反応検査

ブルセラ病検査……ブルセラ急速凝集反応及び国際法

別表

実施の期日

実施区域

実施場所

六月九日 六月十二日 西伯郡名和町 名和家畜検診場

中山町 逢坂

鳥取県告示第三百三十一号

蚕糸業法施行令（昭和二十年勅令第七百二十二号）第三條ノ五第三項の規定に基づき、昭和三十六年度の検定供用繭抽出場所を次のように指定する。

昭和三十六年六月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検定供用繭抽出場所

名 称

所在地

那是製糸株式会社倉吉工場 鳥取市富安一九八番地

鳥取出張所

鐘淵蚕糸株式会社浦安乾繭場 八頭郡那家町宮谷二六一番地

場購繭場

那是製糸株式会社倉吉工場 倉吉市福吉町一、一六八番地

鐘淵蚕糸株式会社浦安乾繭場 東伯郡東伯町逢東九五〇番地

日本レイヨン株式会社米子製糸工場 米子市旗ヶ崎五七八番地

吉田製糸場 東伯郡東伯町浦安二三三番地

杉本製糸場 羽合町田後三五〇番地

種子製糸場 東伯町浦安三九〇番地

鳥取県告示第三百三十二号

昭和三十五年九月十二日付けで羽合土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする暗きよ排水土地改良事業については、審査の結果、その計画を適当と認めたとの

で、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八條第三項において準用する同法第八條の規定により、次のように土地改良事業計画書の写を縦覧に供する。

昭和三十六年六月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧期間

昭和三十六年六月八日から二十日間とする。

二 縦覧場所

東伯郡羽合町羽合土地改良区事務所

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十九号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十六年六月六日

鳥取県教育委員会委員長 石 谷 貞 彦

一日時 昭和三十六年六月九日 午後一時

二 場所 鳥取県教育委員会 会議室

三 議題

1 県立学校職員の勤務成績の評定に関する規程の一部改正について

2 その他